

静岡県最低賃金（地域別最低賃金）が改正されます（11/1 施行）

ちゃんとチェック！

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

静岡県 最低賃金

令和7年
11月1日
時間額

1,097円

63円UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金に関するお問い合わせは
静岡県労働局または
各市町村の労働基準監督署へ

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに関するお問い合わせは
賃金引上げ特設ページへ

業務改善
助成金

厚生労働省

もう、チェックした？



静岡県
最低賃金

時間額

1097円

令和7年11月1日から

※ 産業によって、特定最低賃金が定められている場合があります。

年齢に関係なくパートや学生アルバイトを含め、
すべての労働者に適用されます。

賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。

☑必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、
使用者は、その最低賃金以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

厚生労働省 静岡労働局

今回の静岡県最低賃金の改正により、静岡県最低賃金が特定最低賃金（静岡県内の特定業種に適用される産業別の最低賃金）を上回るため、特定最低賃金の改正が行われるまでの間は特定最低賃金が適用される事業場の労働者も改正静岡県最低賃金が適用されます。

（特定最低賃金適用業種）

- ・ 鉄鋼、非鉄金属製造業
- ・ はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業
- ・ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

賃金引上げ、中小企業・小規模事業場への各種支援策について

賃上げや最低賃金の引上げに関連した「業務改善助成金」をはじめとした各種支援を実施しています。詳細は[静岡労働局ホームページ](#)をご覧ください。